

① 騒音の規制地域、規制基準等について

1 騒音に係る環境基準

環境基本法第16条第2項の規定に基づき、騒音の基準の地域類型を次のとおり定めるものです。

※「環境基準」とは、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」をいいます。環境対策を総合的に実施する上での「行政上の目標」であり、法的な拘束力は有りません。また、人にとっての環境等の最低限度、最大許容限度、受忍限度等を示すものではありません。

都市計画法	環境基本法		環境基準	
用途地域	基準の地域類型	基準の地域類型	一般地域	
			道路に面する地域以外の地域	
市が指定	市の指定基準 (新)	県の指定基準 (旧)	昼間	夜間
			午前6時から 午後10時まで	午後10時から翌日の午 前6時まで
第1種低層住居 専用地域	A	A	55dB 以下	45dB 以下
第2種低層住居 専用地域				
第1種中高層住居 専用地域				
第2種中高層住居 専用地域				
第1種住居地域	B	B		
第2種住居地域				
準住居地域				
近隣商業地域	C	C	60dB 以下	50dB 以下
商業地域				
準工業地域				
工業地域				

備考

- 「騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）」及び「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について（平成13年1月5日環大企第3号）」に国（環境省）の基準が示されており、今回の本市の基準は当該基準に準拠しています。
- 備考1の基準により「A類型」とは、専ら住居の用に供される地域、「B類型」とは、主として住居の用に供される地域、「C類型」は、相当数の住居と併せて商業工業の用に供される地域を当てはめています。
- 今回定める本市の指定基準は、これまでの県で定めた基準と同一です。

2 特定工場等において発生する騒音の規制地域及び規制基準

騒音規制法第3条の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制地域を次のとおり定めるものです。

※「特定工場等」とは、特定施設を設置する工場又は事業場のことをいいます。

※「特定施設」とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、金属加工機械や送風機など著しい騒音を発生する施設であって政令で定めるものをいいます。

都市計画法	騒音規制法							
用途地域	規制地域	規制地域	規制基準（単位：dB）					
市が指定	市の指定 (新)	県の指定 (旧)	昼間		朝・夕		夜間	
			午前8時から 午後7時まで		午前6時から 午前8時まで及び 午後7時から 午後10時まで		午後10時から翌日 の午前6時まで	
第1種低層住居 専用地域	第1種区域	第1種区域	市(新)	県(旧)	市(新)	県(旧)	市(新)	県(旧)
第2種低層住居 専用地域			45	45	40	40	40	40
第1種中高層住居 専用地域	第2種区域	第2種区域	55	55	45	45	40	40
第2種中高層住居 専用地域								
第1種住居地域								
第2種住居地域								
準住居地域								
近隣商業地域	第3種区域	第3種区域	65	65	60	60	50	50
商業地域								
準工業地域								
工業地域	第4種区域	第4種区域	70	70	65	65	63	63
工業専用地域								

備考

- 工業専用地域は、当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50mの範囲内の区域に限る。
- 第1種区域又は第2種区域に接する第4種区域の当該接する境界線から当該第4種区域内へ50メートルの範囲内における基準は、上の表の第4種区域の基準にかかわらず、昼間にあっては65デシベル、朝夕にあっては60デシベル、夜間にあっては55デシベルとする。
- 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所、図書館並びに特養老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準（第2種区域の夜間の基準を除く。）から5デシベルを減じた値とする。
- 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・農林省・通産省・運輸省告示1号）」に国（環境省）の基準が示されており、今回の本市の基準は当該基準に準拠しています。
- 今回定める本市の規制地域及び規制基準は、これまでの県で定めていた基準と同一です。

3 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制区域

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号）別表第1号の規定に基づき、規制区域を定めるものです。

※「特定建設作業」とは、建設工事として行なわれる作業のうち、さく岩機を使用するなどの著しい騒音を発生する作業であって政令で定めるものをいいます。

都市計画法	騒音規制法							
用途地域	規制地域	規制地域	規制基準					
市が指定	市の指定(新)	県の指定(旧)	区分	作業敷地境界線での騒音の大きさ	作業のできない時間	1日の作業時間	同一場所における作業時間	日曜日、休日における作業
第1種低層住居専用地域	第1種区域	第1種区域	第1号区域	85dBを超えないこと	午後7時から翌日午前7時	10時間を越えないこと	連続して6日を越えないこと	禁止
第2種低層住居専用地域								
第1種中高層住居専用地域	第2種区域	第2種区域						
第2種中高層住居専用地域								
第1種住居地域								
第2種住居地域								
準住居地域	第3種区域	第3種区域						
近隣商業地域								
商業地域								
準工業地域	第4種区域	第4種区域						
工業地域								
工業専用地域								

備考

- 工業専用地域は、当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50mの範囲内の区域に限る。
- 第1号区域及び第2号区域は、それぞれ次に掲げる区域をいいます。
 - 第1号区域 第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全域、並びに第4種区域で学校、保育所、病院や診療所、特養老人ホームの概ね80m以内の区域
 - 第2号区域 第1号区域以外の区域
- 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号）」に国（環境省）の基準が示されており、今回の本市の基準は当該基準に準拠しています。
- 今回定める本市の規制区域は、これまでの県で定めていた基準と同一です。

4 自動車騒音の限度を定める区域

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）別表の備考の規定に基づき、自動車騒音の限度に係る区域を定めるものです。

都市計画法	騒音規制法				
用途地域	区域	区域	自動車騒音の限度（単位：dB）		
市が指定	市の指定（新）	県の指定（旧）	区域区分	昼間	夜間
				午前 6 時から午後 10 時まで	午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
第 1 種低層住居専用地域	a 区域	a 区域	1 車線道路に面する区域	65	55
第 2 種低層住居専用地域					
第 1 種中高層住居専用地域			2 車線以上の道路に面する区域	70	65
第 2 種中高層住居専用地域					
第 1 種住居地域	b 区域	b 区域	1 車線道路に面する区域	65	55
第 2 種住居地域					
準住居地域			2 車線以上の道路に面する区域	75	70
近隣商業地域					
商業地域	c 区域	c 区域	車線を有する道路に面する区域	75	70
準工業地域					
工業地域					
工業地域					

備考

- 「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号）」に国（環境省）の基準が示されており、今回の本市の基準は当該基準に準拠しています。
- 今回定める本市の区域は、これまでの県で定めていた基準と同一です。